

## 雇用保険二事業（三事業）関係収支状況

（単位：億円、％）

	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
収 入	5,081	5,123	5,132	5,193	5,134	5,254	5,391	5,401	4,861	5,168
支 出	5,770	4,124 ( 71.5)	5,073	3,892 ( 76.7)	4,771	3,683 ( 77.2)	4,167	3,578 ( 85.9)	3,563	3,195 ( 89.7)
雇用安定事業	2,772	1,689	2,400	1,557	2,225	1,481	1,794	1,448	2,088	1,846
能力開発事業	1,766	1,509	1,537	1,432	1,482	1,395	1,409	1,345	1,363	1,294
雇用福祉事業 <small>(注1)</small>	1,052	917	1,006	893	945	798	873	773	—	—
支出のうち助成金	2,698	1,504 ( 55.7)	2,215	1,345 ( 60.7)	2,030	1,265 ( 62.3)	1,619	1,261 ( 77.9)	1,194	983 ( 82.3)
差 引 剰 余	▲ 689	999	60	1,301	362	1,571	1,223	1,823	1,298	1,972
安 定 資 金 残 高		4,010		5,312		6,883		8,706		10,679

- (注) 1. 雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置として、平成19年度予算51億円、決算44億円が計上されている。  
 2. 予算の「支出」には、予備費（15' 170億円、16' 120億円、17' 110億円、18' 80億円、19' 50億円）が計上されている。  
 3. ( ) 内は、それぞれ予算に対する執行率である。  
 4. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。  
 5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

## 雇用保険料率の弾力条項について

1. 雇用保険料率は、原則19.5/1000（失業等給付分:16/1000(労使折半)、二事業分:3.5/1000(事業主負担)
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が引き下げ可能。(弾力条項)

### 失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費}} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \hline \text{引き下げ可能} \\ \hline \end{array} \quad (\rightarrow 12/1000 \text{まで})$$

※ 18年度決算額による計算 = 4.37 → 平成20年度の保険料率を12/1000まで引下げ

※ 19年度決算額による計算 = 4.52 → 平成21年度の保険料率について、12/1000まで引き下げることが可能

### 雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \hline \text{引き下げ} \\ \hline \end{array} \quad (\rightarrow 3/1000 \text{まで})$$

※ 18年度決算額による計算 = 1.72 → 平成20年度の保険料率を3/1000まで引下げ

※ 19年度決算額による計算 = 1.95 → 平成21年度の保険料率について、3/1000まで引き下げることが必要

# 「生活対策」 (抄)

平成 20 年 10 月 30 日 新たな経済対策に関する  
政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

## 第 2 章 具体的施策

### <第 1 の重点分野>生活者の暮らしの安心

#### 1. 家計緊急支援対策

◇勤労者の生活・消費を支える「賃金引上げ」の環境づくりを進める。そのため、国民の負担軽減の観点から、積立金残高の状況を踏まえ、セーフティネット機能の強化と併せて、「雇用保険料引下げ」等へ向けた取組を進める。

#### <具体的施策>

##### ○経済界に対する賃金引上げの要請

##### ○雇用保険の保険料引下げ等に向けた取組

- ・雇用保険の保険料については、平成 21 年度の 1 年間に限り、0.4%の範囲内の幅（現行 1.2%）で引き下げることについて、セーフティネット機能の強化等と併せ、関係審議会において労使と十分協議した上で検討、結論